

宮古島市 6 次産業化・地産地消支援事業
募集要領

令和 8 年 8 月
宮古島市

1. 事業名

宮古島市 6 次産業化・地産地消支援事業

2. 事業の趣旨

本市で生産される農水産物の付加価値向上や地産地消を推進するため、6 次産業化及び市内流通に取り組む者に対して、商品開発や規模拡大・販売促進に必要な加工機材等導入を支援する。

3. スケジュール

8 月 26 日	募集開始
9 月 17 日	募集〆切
9 月 18 日 ～ 10 月 2 日	現地調査
10 月 6 日 ～ 10 月 9 日	審査・選定
10 月中旬	交付内定通知、交付申請受付
10 月下旬	交付決定通知
//	事業開始

※スケジュールはあくまで目安であり、変更となる可能性があります。

4. 補助対象者

補助金の対象者は、次の要件すべてに該当する個人、法人又は団体とする。

- (1)本市で生産された農水産物を加工し、市内流通に取り組む者(新規参入者含む)
- (2)交付申請書の提出日の属する年度内に加工設備・機材の整備が完了できる者
- (3)本市で生産された農水産物の加工原料の確保の目途が得られる者
- (4)個人にあっては、本市に住所を有し、現に居住し、法人又は団体にあっては、主たる事業所を置いている者
- (5)本市の公的義務(市税等)の納付を果たしている者

5. 補助対象機材・経費

- (1) 農畜水産物の加工に必要な設備・機材

ただし、国、県又は他の団体から類似の補助金を受ける設備・機材については、対象外とする。

例) ①野菜裁断機 ②電解水生成装置 ③真空包装機

④乾燥機 ⑤急速冷凍機 ⑥冷蔵庫 ⑦冷凍庫 等

- (2) 対 象 経 費：機材本体価格、機材設置費、機材送料（左記に係る消費税は対象外）

対象外経費：例) 電気・水道工事費等、プレハブ設置費等（建物）、機材試運転・調整費等
消耗品費等、その他諸経費等

6. 補助金額

対象経費（機材導入に要する経費(消費税を除く)）の 50%以内（上限 200 万円）

7. 応募方法

下記の書類を「8. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出ください。

- ① 事業実施計画書（様式第1号）：1部
- ② 機材導入施設の平面図（機材の配置計画がわかる図面）
- ③ 機材導入の見積書及びカタログの写し
- ④ 法人においては、定款及び登記事項証明書、団体においては、規約等
- ⑤ 納税状況等調査に関する同意書
- ⑥ 市税の納税証明書
- ⑦ 写真付きの身分証明書（運転免許証等）

8. 締め切り、提出先

①募集期間

募集開始日 令和8年 8月 26日（水）

募集締切日 令和8年 9月 17日（木）（17時必着）

※〆切を過ぎて届いた場合は、受理しません。

※書類に不備がある場合は、募集締切日までに修正・再提出頂く必要がありますので、早めの提出をお願いいたします。なお不備がある場合は受理しません。

②提出先：宮古島市役所2階 観光商工スポーツ部 産業政策課 担当 定池

③提出方法：直接窓口にて提出ください。

9. 補助事業者の選定について

補助事業者は、選定委員会による書類審査及び現地の状況等を確認の上、選定いたします。

評価点の合計が高い事業者から順位付けを行い、順位の高い事業者から予算の範囲内において、補助金の交付を内定いたします。

同点の場合は、審査基準の優先順位が高い項目の点数により順位を決定します。

なお、委員評価の合計点が、全委員に割り当てられた配点の合計（満点）の50%以上であることを内定の条件とします。

(1) 審査基準

- ① 地産食材の取扱量(kg)や売上げ(円)の増加に繋がる計画である
- ② 地産食材の付加価値向上に繋がる計画である
- ③ 実施計画（機材導入）の実現性
- ④ 事業計画（製造・販売）の具体性

10. 問い合わせについて

本募集に関するお問い合わせは、下記の電子メール又は電話にてお問い合わせ下さい。

宮古島市役所 観光商工スポーツ部 産業政策課 担当：定池

電子メール： ss.sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

電話：0980-73-1919

以上